

18 国税滞納（令和元年版）正誤表

表番号 18 国税滞納 (1) 滞納状況

正

18 国税滞納

(1) 滞納状況

区分	要整理滞納											
	期首滞納		新規発生滞納				合計		整理済滞納		整理中の滞納	
	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円
所得税	源泉分	26,201	7,696	8,574	2,765	34,775	10,461	12,302	3,758	22,473	6,703	
	申告分	119,094	26,861	37,862	9,472	156,956	36,333	68,616	13,566	88,340	22,767	
	計	145,295	34,557	46,436	12,237	191,731	46,794	80,918	17,324	110,813	29,470	
法人税	7,644	7,194	7,295	4,549	14,939	11,743	7,923	5,200	7,016	6,543		
相続税	1,383	2,271	1,192	1,676	2,575	3,947	1,527	2,175	1,048	1,772		
消費税		外 6,460		外 8,240		外 14,700		外 9,574		外 5,126		
	89,653	24,757	46,678	30,532	136,331	55,289	64,209	35,682	72,122	19,607		
その他	3,180	225	5,691	278	8,871	503	5,597	280	3,274	223		
合計	247,155	69,004	107,292	49,272	354,447	118,276	160,174	60,661	194,273	57,615		

調査対象等：平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。  
 (注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。  
 2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。  
 3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。  
 4 「相続税」には贈与税を含む。  
 5 上記の件数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。  
 ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

下線部が修正箇所である。

誤

18 国税滞納

(1) 滞納状況

区分	要整理滞納											
	期首滞納		新規発生滞納				合計		整理済滞納		整理中の滞納	
	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円	件数	税額 百万円
所得税	源泉分	26,201	7,696	8,574	2,765	34,775	10,461	12,302	3,758	22,473	6,703	
	申告分	119,094	26,861	37,862	9,472	156,956	36,333	68,616	13,566	88,340	22,767	
	計	145,295	34,557	46,436	12,237	191,731	46,794	80,918	17,324	110,813	29,470	
法人税	7,644	7,194	7,295	4,549	14,939	11,743	7,923	5,200	7,016	6,543		
相続税	1,383	2,271	1,192	1,676	2,575	3,947	1,527	2,175	1,048	1,772		
消費税		外 6,461		外 8,239		外 14,700		外 9,574		外 5,126		
	89,653	24,757	46,678	30,532	136,331	55,289	64,209	35,682	72,122	19,607		
その他	3,180	225	5,691	278	8,871	503	5,597	280	3,274	223		
合計	247,155	69,004	107,292	49,272	354,447	118,276	160,174	60,661	194,273	57,615		

調査対象等：平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。  
 (注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。  
 2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。  
 3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。  
 4 「相続税」には贈与税を含む。  
 5 上記の件数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。  
 ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。